

【イベント等の開催制限の目安】

(1) 参加人数が5,000人を超え、かつ、収容率が50%を超える（緊急事態措置区域、重点措置地域においては、5,000人超）イベント等は、安全計画を策定し、山口県の確認を受けたときは、人数上限等の緩和が可能。

(2) 緊急事態措置区域は、対象者全員検査により、人数上限を「収容定員」まで緩和可能。

*対象者全員検査により、人数上限を緩和する場合には、安全計画に以下の①及び②について記載する。

① 検査方法（PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等の種別及び事前送付、現地検査等の実施の有無等）

② 「検査結果の陰性」の確認方法

(3) 緊急事態措置区域以外の区域は、対象者全員検査による緩和はしない。

感染状況に応じたイベント等開催制限等について

		安全計画策定	その他 (安全計画を策定しないイベント等)
下記以外の区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容人員50%のいずれか大きい方
	収容率	100%	
重点措置区域	人数上限	収容定員まで	5,000人
	収容率	100%	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態措置区域	人数上限	10,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可)	5,000人
	収容率	100%	大声なし:100% 大声あり:50%

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

※地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする。

※安全計画策定のイベント等では、基本的に「大声なし」の担保が前提

※対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

(4) 留意事項

① 収容率の制限目安に当たっての「大声あり」に該当するもの

「大声」とは、「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント等を「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

- ・観客間の大声・長時間の会話
- ・スポーツイベント等での反復・継続的に行われる応援歌の合唱（得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。）

- ② お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催にあたっての必要な感染防止策地域の感染状況や出演者が取り得る感染対策等を踏まえ、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策を実施すること。
本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の具体例として、「控室等における換気の徹底、三密の回避」、「イベント前後を含めた飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ」等の実施。
- ③ 飲食時の感染対策
飲食時の感染対策の徹底を周知する。
- ④ 収容定員が設定されていない場合の必要な取組
大声ありのイベント等は、十分な人と人との間隔（最低1m）を確保し、大声なしのイベント等は人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。
- ⑤ 収容定員の設定がない会場（屋外イベント等も含む）での制限緩和の扱い
参加人数が5,000人越えで、
ア 基本的に大声なし、人と人が触れ合わない程度の間隔を確保して実施する場合
⇒人数上限や収容率の緩和の対象（安全計画策定）
イ 十分な人と人との間隔（最低1m）を確保して実施する場合
⇒人数上限や収容率の緩和の対象外（安全計画策定不要）

【イベント等開催等における必要な感染防止対策】

別添「イベント開催等における必要な感染防止策」を実施する。

また、国、県からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

*業種別ガイドラインは、現在、産業界において感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた見直しが行われているため、イベント開催前に最新のガイドラインを確認する。

参考

（主な業種別ガイドライン）

イベントの種類	団体名	掲載ガイドライン
地域の祭りやイベント等	(公社) 日本青年会議所	祭り・イベント等開催に向けた感染拡大防止ガイドライン
公民館でのイベントや講座等	(公社) 全国公立文化施設協会	公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
劇場や音楽堂等の文化施設での公演等	(公社) 全国公立文化施設協会	劇場、音楽堂等における陣型新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
スポーツイベント	(公社) 日本スポーツ協会	スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン